厚生労働省○文部科学省告示第一号内 閣 府

就学前の子どもに関する教育、 保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)

附則第二項の規定に基づき、 同項の主務大臣が指定する地域を次のように定め、 地域の自主性及び自立性を

条第二号に掲げる規定の施行の日から適用する。

高めるため

の改革の

推進を図るため

の関

係法

律の

整備

に関する法律

(平成三十年法律第六十六号)

附則第

平成三十年九月二十七日

内閣総理大臣 安倍 晋三

文部科学大臣 林 芳正

厚生労働大臣 加藤 勝信

千葉県 市川市	都道府県名		市	町	村	名
葉県 市	埼玉県	戸田市				
	千葉県	市川市				

東京都	中央区 台東区 墨田区 江東区 品川区 目黒区 大田区 世田谷区 渋	(谷) 区 —
	中野区 杉並区 豊島区 北区 荒川区 板橋区 練馬区 足立区 葛飾区	江戸
	川区 立川市 武蔵野市 三鷹市 府中市 調布市 小金井市 小平市 日	野市
	国分寺市 狛江市 西東京市	
大阪府	大阪市 豊中市 吹田市	
兵庫県	西宮市	